

古賀市におけるいじめ問題の状況と取組

資料 1

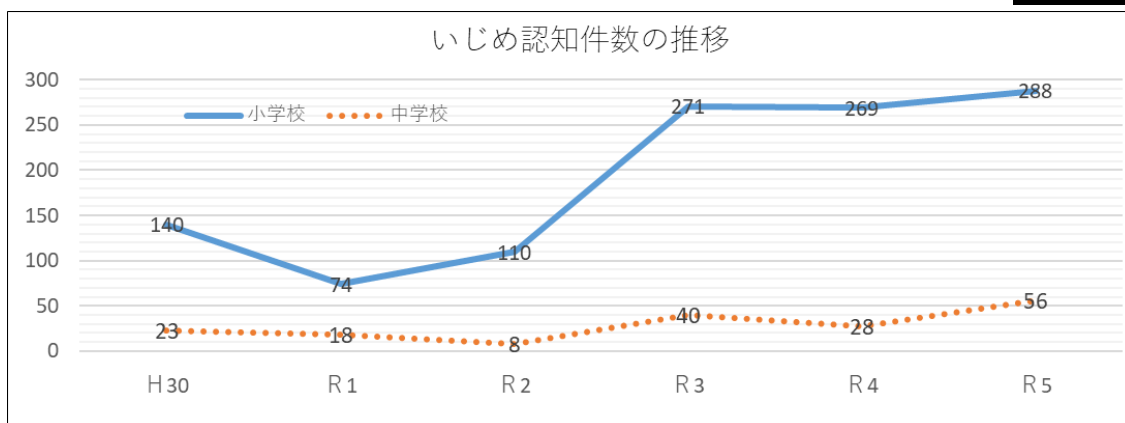
いじめの状況（令和 5 年度）

1. いじめを認知した学校数

小学校：8校／8校 中学校：3校／3校

2. いじめの認知件数の推移（単位：人数）

| | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|-----|---------|------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 140 | 74 | 110 | 271 | 269 | 288 |
| 中学校 | 23 | 18 | 8 | 40 | 28 | 56 |
| 合計 | 163 | 92 | 118 | 311 | 297 | 344 |



3. いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する「重大事態」の発生件数（単位：件）

| | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 |
|-----|---------|------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

4. いじめの現在の状況（単位：件）

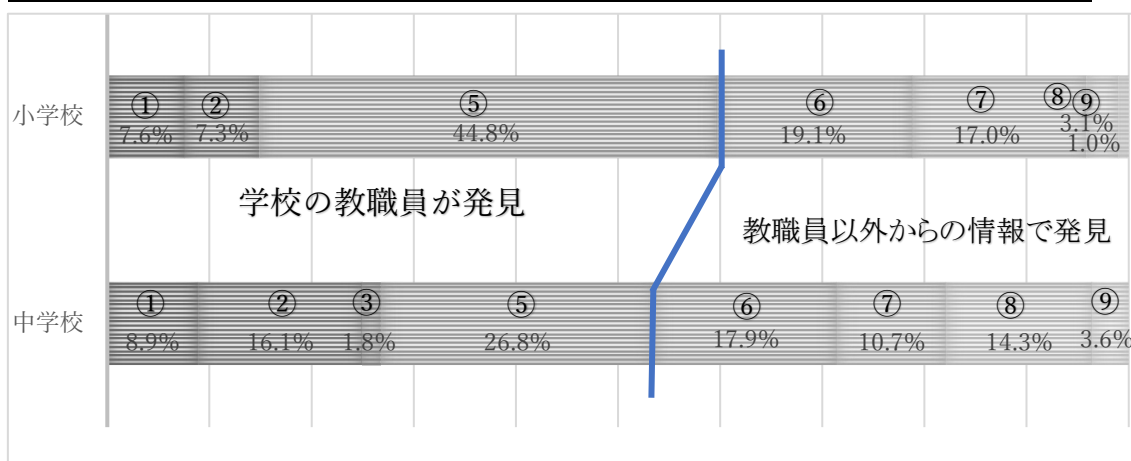
| | 解消している | 解消に向け取組中 | | その他 | 解消率 |
|-----|--------|-------------------------|------------------------|-----|-------|
| | | いじめを認知してから3か月以上経過しているもの | いじめを認知してから3か月経過していないもの | | |
| 小学校 | 217 | 10 | 61 | 0 | 75.3% |
| 中学校 | 41 | 0 | 15 | 0 | 73.2% |
| 合計 | 258 | 10 | 76 | 0 | |

5. いじめの認知件数の学年別内訳（単位：人数）

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 小学校 | 34 | 65 | 65 | 47 | 36 | 41 |
| 中学校 | 37 | 12 | 7 | | | |

6. いじめの発見のきっかけ

| 区分 | | 小学校 | 中学校 |
|-----------------------|--|-------|-------|
| 学校の教職員等が発見した。 | | 59.7% | 53.6% |
| 内訳 | ①学級担任が発見した。 | 7.6% | 8.9% |
| | ②学級担任以外の教職員が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）。 | 7.3% | 16.1% |
| | ③養護教諭が発見した。 | 0% | 1.8% |
| | ④スクールカウンセラー等の相談員が発見した。 | 0% | 0% |
| | ⑤アンケート調査など学校の取組により発見した。 | 44.8% | 26.8% |
| 学校の教職員以外からの情報により発見した。 | | 40.3% | 46.4% |
| 内訳 | ⑥本人からの訴え | 19.1% | 17.9% |
| | ⑦当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 17.0% | 10.7% |
| | ⑧児童生徒（本人を除く）からの情報 | 3.1% | 14.3% |
| | ⑨保護者（本人の保護者を除く）からの情報 | 1.0% | 3.6% |
| | ⑩地域の住民からの情報 | 0% | 0% |
| | ⑪学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報 | 0% | 0% |
| | ⑫その他（匿名による投書など） | 0% | 0% |



7. いじめられた児童生徒の相談の状況（複数選択可）

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|--|-------|-------|
| ①学級担任に相談した。 | 69.2% | 46.7% |
| ②学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く）。 | 5.0% | 12.2% |
| ③養護教諭に相談した。 | 0.6% | 4.4% |
| ④スクールカウンセラー等の相談員に相談した。 | 0% | 1.1% |
| ⑤学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む） | 1.2% | 0% |
| ⑥保護者や家族等に相談した。 | 15.2% | 18.9% |
| ⑦友人に相談した。 | 2.3% | 13.3% |
| ⑧その他の人（地域の人など）に相談した。 | 0.6% | 0% |
| ⑨誰にも相談していない。 | 5.9% | 3.3% |

8. いじめの態様（複数選択可）

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|------------------------------------|-------|-------|
| ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 | 47.2% | 51.6% |
| ②仲間はずれ、集団による無視をされる。 | 9.1% | 1.6% |
| ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 | 17.4% | 21.9% |
| ④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。 | 4.4% | 4.7% |
| ⑤金品をたかられる。 | 0.9% | 0% |
| ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 | 3.2% | 1.6% |
| ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 | 4.7% | 9.4% |
| ⑧パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 | 0.9% | 4.7% |
| ⑨その他 | 12.1% | 4.7% |

9. いじめの対応状況

(1)いじめる児童生徒への特別な対応（複数選択可）

| 区分 | | 小学校 | 中学校 |
|-------------------------------|--------------------|-----|-----|
| ①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。 | | 2 | 0 |
| ②校長，教頭が指導した。 | | 11 | 1 |
| ③別室で授業等を行った。※（注1）参照 | | 4 | 0 |
| ④年度途中で学級替えをした。 | | 0 | 0 |
| 退学・転学 | ⑤懲戒処分としての退学 | 0 | 0 |
| | ⑥その他 | 0 | 0 |
| ⑦停学 | | | |
| ⑧出席停止 | | 0 | 0 |
| ⑨自宅学習・自宅謹慎 | | | |
| ⑩訓告 ※（注2）参照 | | 0 | 0 |
| ⑪保護者への報告 | | 42 | 40 |
| ⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導 | | 31 | 26 |
| ⑬関係機関等との連携 | ア 警察等の刑事司法機関等との連携 | 0 | 0 |
| | イ 児童相談所等の福祉機関等との連携 | 0 | 0 |
| | ウ 病院等の医療機関等との連携 | 0 | 0 |
| | エ その他の専門的な関係機関との連携 | 3 | 1 |
| | オ 地域の人材や団体等との連携 | 0 | 0 |
| 合計 | | 93 | 68 |

（注1）いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合に計上する。

（注2）校長が、学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったもの。

(2)いじめられた児童生徒への特別な対応（複数選択可）

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|--------------------------------------|-----|-----|
| ①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。 | 3 | 2 |
| ②別室の提供や常時教職員が付きなどして、心身の安全を確保した。 | 13 | 6 |
| ③緊急避難として欠席させた。 | 0 | 0 |
| ④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。 | 6 | 13 |
| ⑤年度途中で学級替えをした。 | 0 | 0 |
| ⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。 | 2 | 1 |
| ⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した（サポートチームなども含む）。 | 1 | 0 |
| 合計 | 25 | 22 |

10. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

| 区分 | 小学校 | 中学校 |
|---|-----|-----|
| ①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。 | 8 | 3 |
| ①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。※(注1)参照 | 8 | 3 |
| ② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。 | 8 | 3 |
| ③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。 | 8 | 2 |
| ④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。 | 8 | 3 |
| ⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。 | 8 | 3 |
| ⑥ 学校・警察連絡員の指定を行った。※(注2)参照 | 3 | 1 |
| ⑦ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。 | 8 | 3 |
| ⑧ PTCA など地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。 | 5 | 2 |
| ⑨ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。 | 7 | 2 |
| ⑩ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。 | 8 | 3 |
| ⑪ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。 | 8 | 3 |
| ⑫ いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。※(注3)参照 | 8 | 3 |
| 計 | 95 | 34 |

(注1) いじめの問題に特化して実施した場合も、生徒指導等の研修の中でいじめの問題にも触れて実施した場合に計上する。

(注2) 警察との日常的な情報共有・組織体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員について指定した場合に計上する。

(注3) いじめ防止対策推進法第22条において、学校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため中核となる組織を置くことが義務付けられていることを踏まえ、いじめの未然防止や早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等のために、この条文に基づく組織を招集した場合に計上する。

11. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法

| 区 分 | | 小学校 | 中学校 |
|---|--------------|-----|-----|
| (1) アンケート調査の実施 | | 8 | 3 |
| ①実施頻度 | ア 年1回 | 0 | 0 |
| | イ 年2～3回 | 0 | 0 |
| | ウ 年4回以上 | 8 | 3 |
| ②調査方法 (複数選択可) | ア 記名式 | 6 | 3 |
| | イ 無記名式 | 7 | 3 |
| | ウ 記名・無記名の選択式 | 1 | 1 |
| ③回答方法 (複数選択可) | ア 学校で記入 | 8 | 3 |
| | イ 持ち帰って記入 | 1 | 2 |
| (2) 個別面談の実施 | | 8 | 3 |
| (3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等 | | 3 | 3 |
| (4) 家庭訪問 | | 6 | 3 |
| (5) その他 | | 1 | 2 |
| 計 | | 26 | 14 |

12. 古賀市教育委員会におけるいじめの問題に対する取組

①スクールカウンセラー (SC) の配置

市では、福岡県が主に中学校に配置する SC に加え、市内 8 小学校及び教育支援センターを巡回する SC を配置しています。児童生徒や保護者とのカウンセリングを行うことで、いじめ等の早期発見・早期対応、継続的なケアを行っています。

②スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置

令和 5 年度より SSW を 1 名増員し、市内小中学校及び教育支援センターを巡回しています。いじめや不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行っています。

③心の教室相談員の配置

市内全小中学校に、臨床心理士資格取得のため大学院にて心理学を学ぶ者を心の教室相談員として配置しています。教諭・保護者ではなく気軽に話せる相手となり、児童生徒が悩み等を抱え込まず心にゆとりを持てる環境づくりを図っています。

④ 1人1台端末を利用した取組

児童生徒及び教職員に配布された1人1台端末のデスクトップ上に、児童生徒が抱える問題の相談に応じる多様な機関一覧をショートカット表示し、より身近に相談窓口の周知が図られるよう取り組んでいます。

また、1人1台端末を活用して、毎日の心身の健康観察を行ったり、生活アンケート等の実施を行ったりしています。

⑤教職員向け研修会の実施

市では、問題行動等のある児童生徒等の実態や指導方針等を、市内全小中学校の教頭、生徒指導担当教諭、教育委員会関係部署で共有し、連携強化を図るため、「生徒指導に関する研修会」を実施しています。

⑥学校への指導・助言等

市内全小中学校が、毎年作成・組織する「いじめ防止基本方針」や「校内いじめ対策委員会」へ指導・助言を行うほか、校長会・教頭会で定期的にいじめ問題への啓発や、弁護士・スクールサポーターの活用等の重大性の高い事案へ具体的対応への助言等を行っています。

⑦福岡県いじめレスキューセンターの周知

令和5年度に設置された「福岡県いじめレスキューセンター」について、市内全小中学校の保護者へ周知するとともに、児童生徒の1人1台端末のデスクトップ上にショートカット表示している相談窓口一覧から「福岡県いじめレスキューセンター」のホームページにアクセスできるようにしています。